

開発行為事前協議等の手続きを行う皆様へ

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

- 開発行為事前協議等手続きに係る注意点・・・P1、P2
- 参考図面・・・P3
- 開発行為事前協議手続きフロー・・・P4
- 都市計画法第32条の協議及び同意の手続きフロー・・・P5
- 物件設置（区域外流入）申請手続きフロー・・・P6
- 公共下水道工事等に関する担当課協議・・・P7

平成29年7月作成

- ・平成30年8月改訂（下水道条例改正に伴う変更等）

## ○開発行為等の手続きに係る注意点

### 1 現地設定に関すること

#### ①管渠について

- 他の占用物件と交差する場合の、余裕高は上下 0.3m とする。
- 最大スパン延長は、下水道設計指針によるものとする。  
例：管径 200mm の場合、最大延長は 75m となる。
- 県道については、取付管も含めた最低土被りは 1.2m とする。
- 管勾配については、以下のとおりで計画する。  
管径 200mm の場合、3‰を最少勾配とする。  
管径 150mm の場合、5‰を最少勾配とする。

#### ②人孔について

- 人孔については、基本 1 号組立マンホールとする。
- 中間人孔については、0 号組立マンホールまたは、小型塩ビマンホールでもよい。
- 人孔の上下流に耐震の継手を使用すること。
- 浸入水防止のため、人孔外側の目地に防水テープ等による止水を図面に記載する。
- 協議箇所が、最上流となることが明らかで、高さに余裕がある場合は、深さが 1.0 m の人孔深も協議により了承することとする。
- 人孔蓋については、指定された坂戸、鶴ヶ島下水道組合型を使用すること。
- 人孔深が 2.0m を超える場合は、転落防止梯子を設置する。

#### ③取付管について

- 最低ます深 0.8m とする。(宅内排水設備が可能な取付管深さ)
- ※奥行きが長い土地であれば相応に深くすること。

### 2 図面に関すること

#### ①位置図、系統図について

- 位置図の縮尺は 1/5000 とする。図面右下のタイトル上部に描くこととする。
- 系統図は図面の構成を考慮し位置図の上部に描くか単独で描くかのいずれかとする。
- 位置図及び系統図の工事箇所については着色するものとする。「朱（あか）」を基本とする。

#### ②平面図について（参考図面参照）

- 平面図の縮尺は 1/500 とする。
- 既設の人孔、管渠は点線で表示する。
- 他の地下埋設物についても表示する。
- 路線番号、路線延長、勾配を表示する。

③横断図について（参考図面参照）

- ・横断図の縮尺は 1/100 を標準とする。
- ・埋設管（管種、管径、深さ）と他の既設埋設管との離れ、掘削幅、側溝寸法等を表示する。

④縦断図について（参考図面参照）

- ・縦断図の縮尺は横 1/500、縦 1/100 とする。
- ・上流を左側として、地盤高、土被り、管底高、掘削深、追加距離、測点を記入する。

※地盤高については、現況若しくは下水道台帳図を利用し直近の管底高との整合をはかって作成すること。

### 3 その他

①坂戸、鶴ヶ島下水道組合事業認可区域内の場合

- ・認可図書に則した平面縦断計画を作成すること。  
（坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する場合を想定し計画を作成してください）

②坂戸、鶴ヶ島下水道組合全体計画区域内であるが、事業認可区域外の場合  
（区域外流入）

- ・全体計画を参考とし、平面縦断計画を作成すること。
- ・この場合、別途物件設置（区域外流入）について協議等が発生する。
- ・将来的に污水管渠を延伸する可能性があるか、検討する。
- ・将来、污水管渠を延伸する場合は、可能な限り最少勾配とステップで深めの計画とする。

※詳細については、要協議とする。

③坂戸、鶴ヶ島下水道組合の下水道計画が無い場合

- ・鶴ヶ島市松ヶ丘、鶴ヶ島市南町、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷の一部については、当組合では協議できません。（下水道管理者が違う為。）

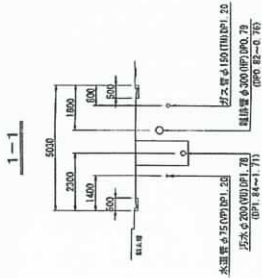
④その他

- ・坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注の工事に支障とならないことが、前提条件となります。
- ・道路占用等許可条件に合致しない深さの場合は、許可はしません。ただし、道路管理者等の了承を得られれば許可をします。
- ・各種許可条件については、遵守すること。
- ・事前協議の段階で、不備又は上記条件に満たない図面等は、預かりません。

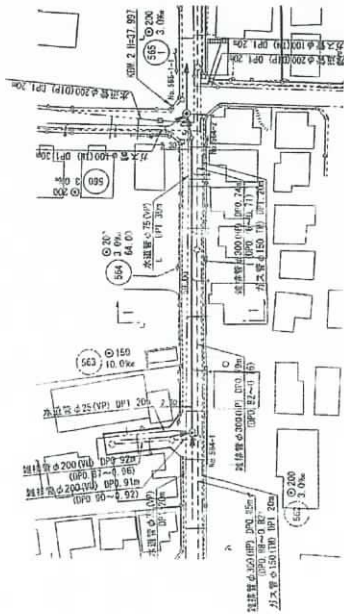
平面図 S=1:500

参考図面

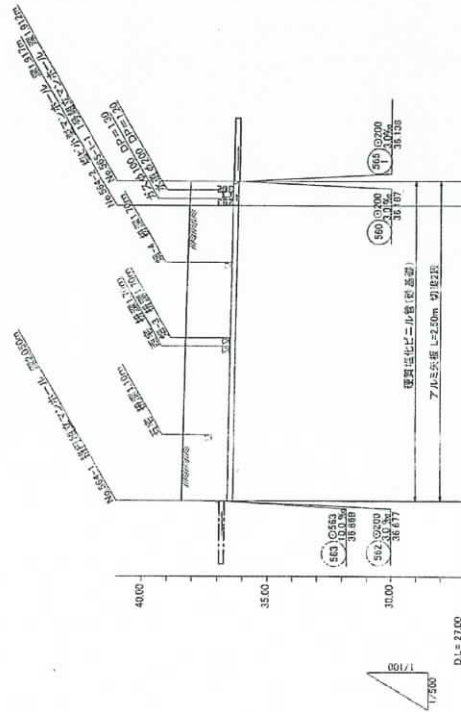
横断面図 S=1:100



塩ビ管土工標準図



縦断面図 縦 S=1:100 横 S=1:500

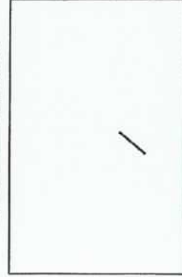


地盤高	584.1	584.2	585.1
土被り	1.84	1.71	1.63
管底高	36.350	36.173	35.155
掘削深	2.150	2.025	2.000
追加距離	0.00	99.00	64.00
測点	584-1	584-2	585-1

掘削深1.5m未満

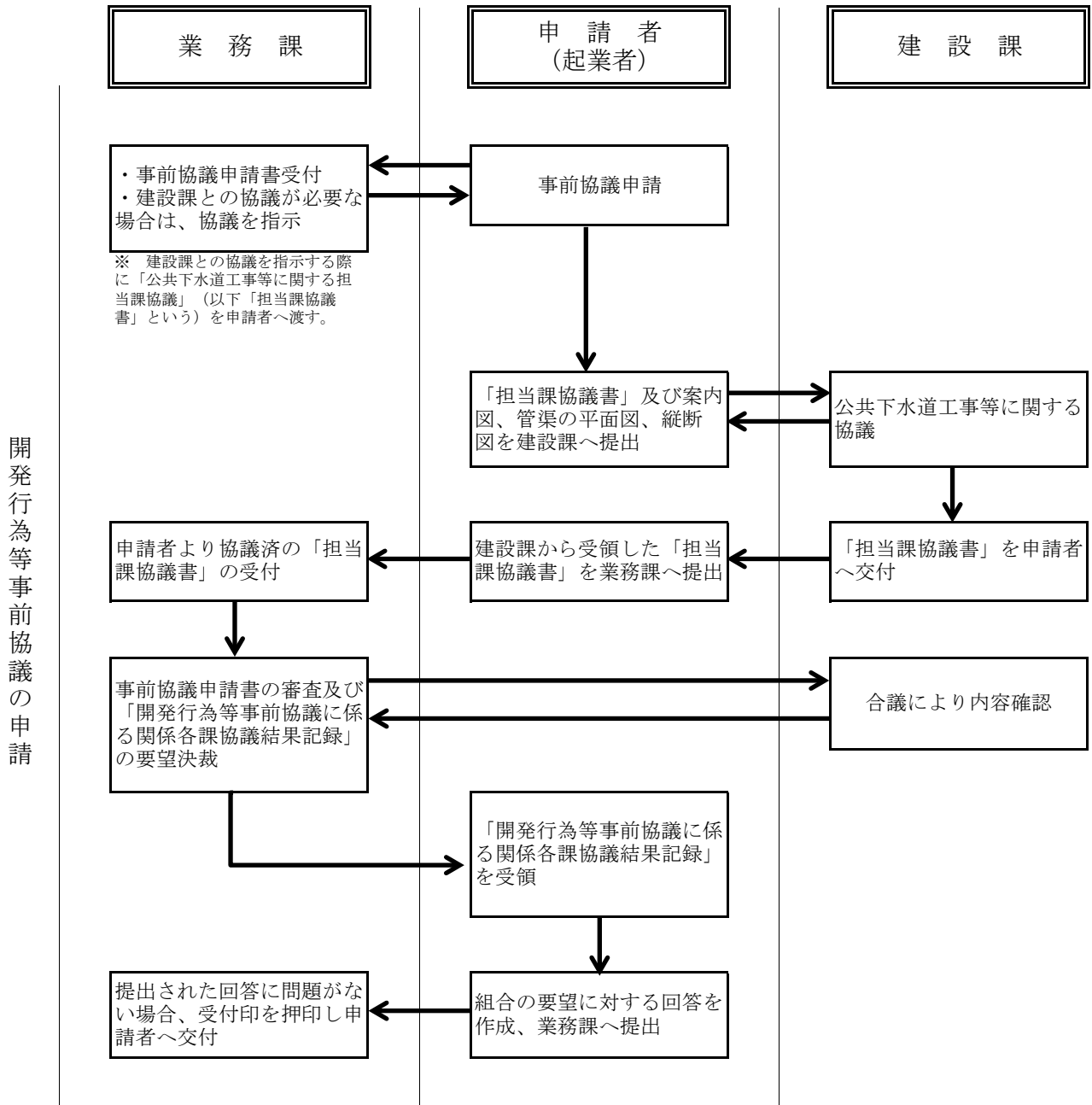


案内図 S=1:10000



年度	平成〇〇年度
工事箇所	坂戸市〇〇地内
図面名称	平面図・縦断面図・横断面図
縮尺	図示
会社名	(株)〇〇設計

# 開発行為事前協議手続きフロー

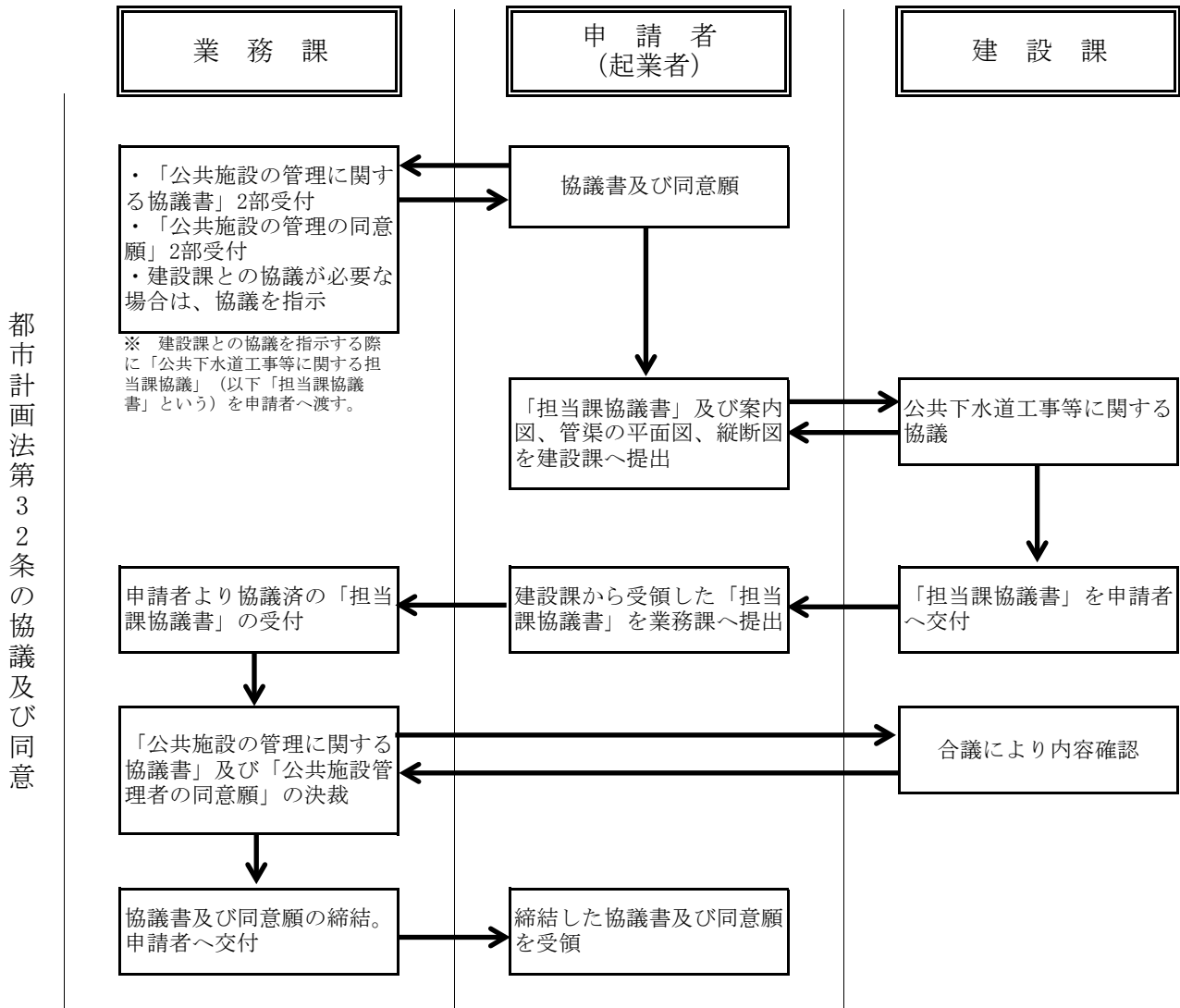


※新設する公共下水道施設が取付管のみの場合は、建設課との協議はありません。

※建設課との協議は、業務課より指示があつてからとなりますので注意してください。

※公共下水道施設とは、下水道法第2条第2号で規定する施設の総体であつて同条第3号で示す構造のものを指す。

# 都市計画法第32条の協議及び同意の手続きフロー



※既設の公共下水道施設を使用する場合は、同意願の締結のみとなります。

※新設する公共下水道施設を使用する場合は、協議書と同意願の締結となります。

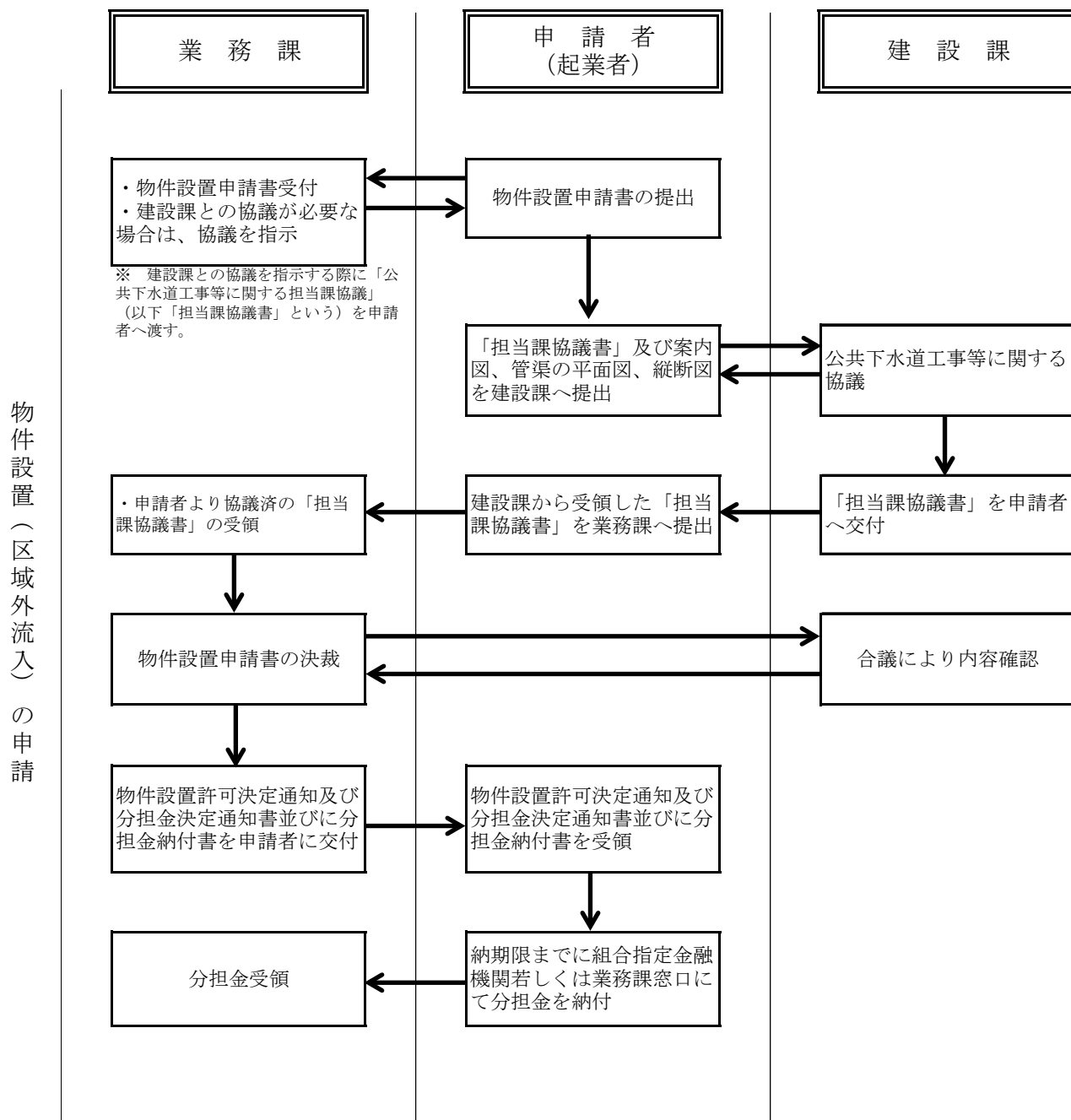
※新設する公共下水道施設が取付管のみの場合は、建設課との協議はありません。

※建設課との協議は、業務課より指示があつてからとなりますので注意してください。

※開発行為事前協議ですでに協議終了している場合は、建設課との協議はありません。

※公共下水道施設とは、下水道法第2条第2号で規定する施設の総体であつて同条第3号で示す構造のものを指す。

## 物件設置(区域外流入)申請手続きフロー



※新設する公共下水道施設が取付管のみの場合は、建設課との協議はありません。

※建設課との協議は、業務課より指示があつてからとなりますので注意してください。

※公共下水道施設とは、下水道法第2条第2号で規定する施設の総体であつて同条第3号で示す構造のものを指す。



## 公共下水道工事等に関する担当課協議

申 請 者	
開 発 等 の 区 域 の 名 称	
担 当 課	石井水処理センター 建設課
下 水 道 組 合 確 認	建設課長 <span style="float: right;">印</span>
協 議 事 項	<p>事前申請（要望） ・ 32条協議 ・ 32条同意 ・ 物件設置（区域外）</p>